

※ 所属機関（法人）に関する必要書類

<認定・変更用・第2表の2>

- 初めて特定技能外国人を受け入れる場合に提出が必要となる書類です。

既に特定技能外国人を受け入れている機関については、以下の書類は提出不要です。

(審査の際に機関の適格性を確認する必要がある場合は、提出をお願いすることがあります。)

番号	必要書類	様式番号	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					いずれか選択	過去に提出した申請日及び申請番号	
1	特定技能所属機関概要書 (注)記載内容に応じて、「受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第1-11-2号）」、「生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第1-11-3号）」、「支援責任者の履歴書（参考様式第1-20号）」及び「支援担当者の履歴書（参考様式第1-22号）」の添付が必要な場合がある。	参考様式 第1-11-1号	○		有 無		有 無
2	登記事項証明書		○		有 無		有 無
3	業務執行に関与する役員の住民票の写し (注)マイナンバーの記載がなく、本籍地の記載があるものに限る。		○		有 無		有 無
4	特定技能所属機関の役員に関する誓約書 (注)特定技能外国人の受入れに関する業務執行に関与しない役員がいる場合のみ。	参考様式 第1-23号	○		有 無		有 無
5	労働保険料等納付証明書(未納なし証明)		○	※労働保険の適用事業所でない場合には、労災保険に代わる民間保険の加入を証明する書類の提出が必要 ※口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には、都道府県労働局発行の「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」でも可	有 無		有 無
6	社会保険料納入状況回答票又は健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し (注)申請日の属する月の前々月までの24か月分が必要		○	※納付や換価の猶予を受けている場合に、社会保険料納入状況照会回答票にその旨の記載がないときは、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しの提出が必要	有 無		有 無
7	税務署発行の納税証明書(その3) (注1)税目は「①源泉所得税及び復興特別所得税」「②法人税」「③消費税及び地方消費税」 (注2)①について、「申告所得税」ではなく「源泉所得税」		○	※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある税目についての納税証明書(その1)の提出が必要	有 無		有 無
8	法人住民税の市町村発行の納税証明書 (注)直近1年度分が必要		○	※納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けている場合に、当該適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときは、当該適用に係る通知書の写しの提出が必要	有 無		有 無